○出雲市上下水道局ホームページ広告掲載要領

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

(目的)

第1条　この要領は、出雲市上下水道局広告事業実施要綱(令和5年10月25日告示第38号。以下「要綱」という。)及び出雲市上下水道局広告掲載基準(令和5年10月25日施行。以下「基準」という。)の規程に基づき、出雲市上下水道局ホームページ(以下「局ホームページ」という。)に掲載するバナー広告の募集及び掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要領において、バナー広告とは局ホームページ内に表示される広告画像で、広告主(要綱第2条に規定する広告主をいう。以下同じ。)の指定するホームページにリンクするものをいう。

(バナー広告の規格)

第3条　バナー広告を掲載することができる広告枠の規格は、原則として次の表のとおりとする。

(1)　大きさ　縦65ﾋﾟｸｾﾙ　　横221ﾋﾟｸｾﾙ

(2)　形　式　GIF、PNG、JPEG形式

(3)　容　量　100KB以内

(掲載の期間)

第4条　バナー広告の掲載期間は、原則として1か月単位とする。ただし、広告主が希望する場合で、複数月のバナー広告掲載の申し込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

2　広告を掲載する開始日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の1日とする。

3　広告を掲載する終了日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を記載する月の末日とする。前2項の規程にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく、休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定める。

(バナー広告掲載料及び掲載場所)

第5条　バナー広告掲載料は、次のとおりとする。

(1)　局ホームページトップページ：1枠あたり月額5,500円(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。)

2　バナー広告掲載料の納付は、広告掲載決定通知後、管理者が定める日までに一括前納するものとする。

3　バナー広告の掲載場所は管理者が指定する。

(バナー広告の募集方法)

第6条　広告主の募集は、局広報紙及び局ホームページに掲載する。

(バナー広告の申し込み)

第7条　バナー広告の申し込みは、出雲市上下水道局ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により、管理者に申し込みをするものとする。

　(審査及び決定)

第8条　管理者は、前条の申込書を受理したときは、要綱及び基準に基づき、速やかに審査し、その結果を出雲市上下水道局ホームページ広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2　広告主は、広告掲載決定通知後、出雲市上下水道局ホームページ広告掲載に関する承諾書(様式第3号)を決定通知日から2週間以内又は掲載開始日までに提出しなければならない。

　(掲載決定手順)

第9条　掲載の申し込みのあった広告が、広告枠の数を超える場合は、バナー広告掲載の申し込みを受理した日(以下「受領日」という。)が早いバナー広告を優先して掲載する。

2　受理日が同日の場合は、次に掲げる順序によりバナー広告を掲載する。

(1)　バナー広告掲載を希望する期間の長い広告を優先する。

(2)　バナー広告掲載を希望する期間が同じ場合は、抽選により決定する。

　(バナー広告の作成、掲載、撤去及び経費負担)

第10条　第8条によりバナー広告掲載決定の通知を受けた広告主は、自己責任においてバナー広告を作成し、その費用は全て広告主の負担とする。

2　バナー広告の掲載は出雲市上下水道局が行うものとする。

　(その他)

第11条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、公布日から施行する。